

お客さま各位

株式会社武蔵野銀行

暗号資産交換業者等への不正送金対策の強化について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2026 年 9 月 7 日(月)より、投資詐欺などによる不正送金対策を目的として、暗号資産交換業者及び資金移動業者口座へのお振込みを一部制限させていただくこととお知らせします。

近年、投資詐欺や架空請求詐欺などにより、多額の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者へ不正に送金されるケースが増加しています。この状況を受け、当行は詐欺被害の拡大を防ぐために、振込依頼人名を変更した暗号資産交換業者等口座へのお振込み（支払口座名義と振込依頼人名が異なる振込）を制限します。

当行は今後も、特殊詐欺被害への対策の高度化を図るとともに、口座の不正利用等を通じた犯罪収益の収受・隠匿、テロリストへの資金提供の防止に努めることで、健全な金融システムの維持に取り組んでまいります。

【制限内容】

1. 当行口座からのお振込み

暗号資産交換業者及び資金移動業者宛のお振込みについては、支払口座名義が振込依頼人名に含まれない場合、制限の対象となります。

«支払口座名義と振込依頼人名が異なる振込の例»

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
ムサシノ タロウ	ムサシノ タロウ	振込可
	1234 ムサシノ タロウ	
	ムサシノ ハナコ	振込不可
	MUSASHINO TARO	

2. 現金によるお振込み

暗号資産交換業者及び高額振込を行える資金移動業者宛（銀行以外で送金サービスを提供する登録事業者）のお振込みを一部制限します。

【ご参考】

・警察庁ウェブサイト

「暗号資産交換業者等への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

・金融庁ウェブサイト

「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者等への不正送金対策の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

以 上